

浄水場での給水について

書類の書き方などをご案内します。

【問い合わせ・申し込み先】

三芳水道企業団 業務係

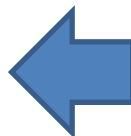
0470-22-3782

※この説明書は、主に定期給水について記載していますが、手続き内容は、その他の場合でも、概ね同一です。ご不明な点は、問い合わせ先まで、ご連絡ください。

【注意事項】

- ・申込は必ず事前に行ってください。申し込みは、業務係への持参のみ受け付けます。
申込内容に変更があった場合を除き、一度承認を得ればその後の申し込みは不要です。（定期申込みの場合）
- ・浄水場は、平常時、門を閉じていますので、給水を受ける前は必ず前日までに浄水場に連絡をしてください。
- ・給水時間は、できるだけ、午前9時から午後5時までをお願いします。
- ・給水にあたっては、職員の指示に従ってください。
- ・給水した水を飲料として使用する場合は、密閉できる容器に移し、すぐにお使いください。
- ・給水を受ける容器は、1日あたり1回でまかなえる大きさのものをご用意ください。
- ・浄水場の機械などには、みだりに、触れないようお願いします。
- ・緊急事態など業務の状況により、給水できない場合があります。
- ・「三芳水道企業団臨時給水取扱要綱」は、よくお読みください。
臨時給水に関する決まりごとの記載があります。

給水を受ける**前と後**は必ず浄水場職員に声をかけてください。



事務所2階

浄水場内には、給水塔や給水栓が用意されています。

給水を受ける場合は、**浄水場職員の指示**に従ってください。

【連絡先】

三芳水道企業団

業務係	0470-22-3782
浄水班	0470-23-3097 (作名浄水場)
	0470-36-2611 (増間浄水場)

「臨時給水申込み書（定期）」
を“事前”に業務係に申し込む

「臨時給水承認書」の受取
・給水

「臨時給水報告書」に記載
※月締め

納入通知書の送付

期日までに金融機関で納める

-記入例-※必ず持参してください。

別記様式3（第7条）

令和5年4月18日

臨時給水申込書（定期）

申込日を記入して下さい。

三芳水道企業団 企業長

様

〒 294-0801
住 所 南房総市増間570番地
申込者 氏 名 増間 浄太郎
連絡先 0470-36-0000

申し込む人を記入して
ください。

次のとおり臨時給水（定期）を申込みします。なお、臨時給水（定期）に係る
経費は、下記の者が支払いいたします。

実際は、浄水場に給水に来る時
の間は、午前9時から午後5時
の間でお願いします。

記

理 由	(例)使用水源の枯渇により 生活用水として使用するため	
開始年月日	令和5年4月29日から	
給水を希望する時間	8時00分から 20時00分の間	
使用場所	南房総市増間570番地	
経費等の請求・送付先	住 所	館山市北条1,145番地
	氏 名	館山 市朗
	連絡先	090-111-0000

給水希望時間は、記
載してお渡します。

使用する場所の住所を記載
してください。

水道料金を支払う人のお名前住所などを記載してください。
使用場所や、申込者と異なっていても構いません。

申込先：館山市北条1145-1
三芳水道企業団業務係 電話0470-22-3782

※記載内容に変更があった場合は、再度提出して
ください。

「臨時給水申込み書（定期）」
を“事前”に業務係に申し込む



「臨時給水承認書」の受取
・給水



「臨時給水報告書」に記載
※月締め



納入通知書の送付



期日までに金融機関などで納める

別記様式1の2（第4条関係，第7条関係）

令和5年 4月 26日

臨時給水承認書

住 所 南房総市増間570番地

氏 名 増間 浄太郎

様

連絡先 0470-36-0000

三芳水道企業団 企業長 森 正一



申込みのあった臨時給水に関しては、申込み内容のほか、次の条件で承認する。

記

条件	法令及び三芳水道企業団臨時給水取扱要綱や、その他三芳水道企業団諸規程を遵守すること。 原則として、給水を受ける前日までに、浄水場に連絡をすること。
給水する 浄水場	増間浄水場 0470-36-2611

※容器と、承認書は持参し職員に提示してください。

※給水を受ける場合は、職員の指示に従ってください。

※申込みがあつて一週間程度後に、この承認書をラミネート加工をして発行します。

※承認書は紛失しないよう十分注意してください。

「臨時給水申込み書（定期）」
を“事前”に業務係に申し込む



「臨時給水承認書」の受取
・給水



「臨時給水報告書」に記載
※月締め



納入通知書の送付



期日までに金融機関などで納める

-記入例- ※用紙は浄水場にもあります。

別記様式2（第6条関係，第8条関係）

臨時給水報告書

申込者	増間 浄太郎
請求先氏名	館山 市朗
三芳水道企業団報告者	浄水 班次郎
備考	

この欄は、ご自身で記入してください。

No.	給水年月日	水量	備考	記入者
1	H31.4.29	200ℓ	10ℓタンク20個	増間 浄太郎
2	H31.4.30	2m ³ 10ℓ	2m ³ タンク1回，10ℓタンク	館山 市朗
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

※月合計が、2m³と210ℓのため、210ℓを切り上げ、

4月分請求は3m³となります。

24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計		2m ³ 210ℓ		

「臨時給水申込み書（定期）」
を“事前”に業務係に申し込む



「臨時給水承認書」の受取
・給水



「臨時給水報告書」に記載
※月締め



納入通知書の送付



期日までに金融機関などで納める

水道料金納入済通知書

振替口座 00180-5-962477
加入者名 三芳水道企業団

№30-3-99999
水栓番号 999-99999-00
年度期 平成31年度(3・4)期分
水道料金 1,313 円

納入期限 令和5年5月27日

この用紙は直接機械で処理しますので折ったり汚したりしないで下さい。
CVS収納用（ご注意）金額を訂正した場合、納付できません。



上記金額を領取しましたので通知します。
三芳水道企業団
森 正一 様

取引まとめ店
〒330-9794
ゆうちょ銀行
東京貯金事務センター
取引まとめ店
三芳水道企業団出納取扱金融機関

受付店（画）
→取引まとめ店（画）
→三芳水道企業団

収納代行 SMBCファイナンスサービス(株)
CVS加入者 (株)しんさん情報サービス (水道事業/CVS本部控) (金融機関/店舗控)

水道料金納入書 (原符)

振替口座 00180-5-962477
加入者名 三芳水道企業団

№30-3-99999
水栓番号 999-99999-00
年度期 令和2年度1(3・4)期分
水道料金 1,313 円

館山 市朗様

納入期限 令和5年5月27日

三芳水道企業団 水道料金納入通知書兼領収証書

振替口座 00180-5-962477 加入者名 三芳水道企業団

№30-3-99999 令和5年度1(3・4)期分
館山市北条1, 145番地
南房総市増間570番地 増間 浄太郎分
館山 市朗様

水栓番号	999-99999-00	水道料金 (消費税及び地方消費税含む)	1,313 円
使用水量	3 m ³	納入期限	令和5年5月27日
口径	mm		
水道料金	1,313 円		
内消費税等相当額	119 円		

三芳水道企業団企業長
森 正一

この納入通知書は、納入期限が過ぎててもご利用できます。
(ゆうちょ銀行・郵便局は除く)

上記金額を領取しました。
三芳水道企業団

本書に領収日付印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。
お問合せ窓口は裏面に記載してあります。

収入印紙不要 (納付者控)

※企業団から納入通知書が送付されます。

※この例の4月分の請求は3m³なので、
398円×3m³×1.1=1313.40

円未満切り捨てのため、

1,313円です。

郵便はがき

館山局
料金後納
郵便

館山市北条1, 145番地
南房総市増間570番地 増間 浄太郎分
館山 市朗様

* 水栓番号 999-99999-00
水道料金納入通知書

〒284-0045 千葉県館山市北条1145-1 館山市役所内
【お客様サービスセンター】
三芳水道企業団水道料金徴収事務委託者
ヴェオリア・ジェネッツ(株)
電話(0470)25-7311

三芳水道企業団 電話(0470)22-3729
ホームページアドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344/

※水道料金のお支払いは便利な口座振替で！
万一、この方がお誤りしている場合は、十分に確かしてから、失効
方向にゆくりとていねいにはがしてください。

「臨時給水申込み書（定期）」
を事前に業務係に申し込む



「臨時給水承認書」の受取
・給水



「臨時給水報告書」に記載
※月締め



納入通知書の送付



期日までに金融機関などで納める

・ ・ お支払い金融機関 ・ ・

三芳水道企業団※浄水場でお支払いはできません。

館山信用金庫

千葉銀行※館山市役所内の千葉銀行派出所でのお支払いはできません。

京葉銀行

千葉興業銀行

中央労働金庫

君津信用組合

安房農業協同組合（JA安房）

千葉県内の東日本信用漁業協同組合連合会

ゆうちょ銀行・郵便局※納期限内に限ります
（千葉県・茨城県・東京都・栃木県・群馬県・埼玉県・神奈川県・山梨県内の
ゆうちょ銀行・郵便局）

※コンビニエンスストア、スマホ決済も利用できます。

浄水場での給水にあたって

場内では浄水場職員の指示に従ってください。

ポリタンク(20ℓ)に給水する場合

給水を受ける**前**と**後**は必ず浄水場職員に声をかけてください。



← 事務所2階

浄水場内には、給水栓が用意されています。ポリタンクなどで給水する場合は、この蛇口から給水してください。



給水タンクなどに給水する場合

浄水場内には、給水塔が用意されています。給水タンクなどで給水を受ける場合は、**浄水場職員の指示**に従ってください。

